

9 1 1 突発性難聴

I 認定基準

下記診断基準において、全事項をみたすものを対象とする。

主症状

1. 突然発症
2. 高度感音難聴
3. 原因不明

参考事項

1. 難聴（参考：純音聴力検査での隣り合う3周波数で各30dB以上の難聴が72時間以内に生じた）
 - (1) 急性低音障害型感音難聴と診断される例を除外する。
 - (2) 他覚的聴力検査またはそれに相当する検査で機能性難聴を除外する。
 - (3) 文字どおり即時的な難聴または朝、目が覚めて気づくような難聴が多いが、数日をかけて悪化する例もある。
 - (4) 難聴の改善・悪化の繰り返しはない。
 - (5) 一側性の場合が多いが、両側性に同時罹患する例もある。
2. 耳鳴
難聴の発生と前後して耳鳴を生ずることがある。
3. めまい、および吐気・嘔吐
難聴の発生と前後してめまい、および吐気・嘔吐を伴うことがあるが、めまい発作を繰り返すことはない。
4. 第8脳神経以外に顕著な神経症状を伴うことはない

（厚生労働省「難治性聴覚障害に関する調査研究」，2015年改訂）

II 香川県指定難病医療費助成の範囲

1. 認定基準を満たすもののうち、聴力レベルが70dB以上（高度難聴）であるもの。
2. 認定期間は、原則として1年とする。
3. 発症から1年の時点において、症状が固定し治療を要しない場合は、更新しない。
ただし、耳鳴等の症状が持続し、治療継続の必要性がある場合には更新できるものとする。

参考：急性低音障害型感音難聴診断基準（厚生労働省「難治聴覚障害に関する調査研究班」，2017年改定）

主症状

1. 急性あるいは突発性に耳症状（耳閉塞感耳鳴、難聴など）が発症
2. 低音障害型感音難聴
3. めまいを伴わない
4. 原因不明

参考事項

1. 難聴（純音聴力検査による聴力レベル）
 - ① 低音域3周波数（125Hz, 250Hz, 500Hz）の聴力レベルの合計が70dB以上
 - ② 高音域3周波数（2kHz, 4kHz, 8kHz）の聴力レベルの合計が60dB以下

確実例：主症状のすべて、および難聴基準①②を満たすもの

準確実例：主症状のすべて、および難聴基準①を満たし、かつ高音域3周波数の聴力レベルが健側と同程度のもの